

# 平成 26 年 12 月第 4 回市議会定例会 議案等概要

## 1 日 程

(1)	招 集 告 示	1 1 月 2 1 日 (金)
(2)	開 会	1 2 月 2 日 (火)

## 2 提出案件

(1)	報 告	6 件
(2)	条 例	1 1 件
(3)	補 正 予 算	8 件
(4)	指定管理者の指定	6 件
(5)	財 産 の 購 入	4 件
(6)	市 道 の 認 定 等	3 件
(7)	その他の単独議案	3 件
	計	4 1 件

土 浦 市

## 提出案件一覧

### 報告

#### 【専決処分 6件】

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 報告第35号 | 専決処分の承認について(平成26年度土浦市一般会計補正予算(第5回)) |
| 2 報告第36号 | 専決処分の承認について(平成26年度土浦市一般会計補正予算(第6回)) |
| 3 報告第37号 | 専決処分の報告について(和解について)                 |
| 4 報告第38号 | 専決処分の報告について(和解について)                 |
| 5 報告第39号 | 専決処分の報告について(和解について)                 |
| 6 報告第40号 | 専決処分の報告について(和解について)                 |

### 議案

#### 【条例 11件】

- |            |   |
|------------|---|
| 1 議案第118号  | 土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正について  |
| 2 議案第119号  | 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について  |
| 3 議案第120号  | 土浦市国民健康保険条例の一部改正について  |
| 4 議案第121号  | 土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について                     |
| 5 議案第122号  | 土浦市営住宅条例の一部改正について   |
| 6 議案第123号  | 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について   |
| 7 議案第124号  | 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について  |
| 8 議案第125号  | 土浦市障害児就学指導委員会条例の一部改正について  |
| 9 議案第126号  | 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 10 議案第127号 | 土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                     |
| 11 議案第128号 | 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                    |

#### 【予算 8件】

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 議案第129号 | 平成26年度土浦市一般会計補正予算(第7回)                |
| 2 議案第130号 | 平成26年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)          |
| 3 議案第131号 | 平成26年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)         |
| 4 議案第132号 | 平成26年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)            |
| 5 議案第133号 | 平成26年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第2回)           |
| 6 議案第134号 | 平成26年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)        |
| 7 議案第135号 | 平成26年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回) |

8 議案第136号 平成26年度土浦市水道会計補正予算(第1回)

【指定管理者の指定 6件】

- 1 議案第137号 土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定について
- 2 議案第138号 土浦市老人デイサービスセンター「つわぶき」の指定管理者の指定について
- 3 議案第139号 土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について
- 4 議案第140号 土浦市レストハウス「水郷」の指定管理者の指定について
- 5 議案第141号 土浦まちかど蔵の指定管理者の指定について
- 6 議案第142号 土浦市小町の館の指定管理者の指定について

【財産の取得 4件】

- 1 議案第143号 財産の取得について (新庁舎ネットワーク機器購入)
- 2 議案第144号 財産の取得について (新庁舎用什器購入その1 (事務機及び間接照明システム))
- 3 議案第145号 財産の取得について (新庁舎用什器購入その2 (収納・ラック・カウンター))
- 4 議案第146号 財産の取得について (新庁舎用什器購入その3 (事務用椅子・応接セット・会議用什器・パーティション等))

【市道の認定等 3件】

- 1 議案第147号 市道の路線の認定について
- 2 議案第148号 市道の路線の変更について
- 3 議案第149号 市道の路線の廃止について

【その他の単独議案 3件】

- 1 議案第150号 町の区域の変更について
- 2 議案第151号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更について
- 3 議案第152号 土浦市及びつくば市住民の公共下水道の相互利用について

# 平成 26 年第 4 回市議会定例会 報告

## 【専決処分 6件】

### 1 報告第35号 専決処分の承認について(平成26年度土浦市一般会計補正予算(第5回))

#### ☆予算総括表

千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	56,090,393	7,968	56,098,361
合計(全会計)	94,844,797	7,968	94,852,765

#### 一般会計歳入歳出予算

千円

区分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	諸収入	1,089,855	7,968	1,097,823
	合計	56,090,393	7,968	56,098,361
歳出	衛生費	3,895,774	7,968	3,903,742
	合計	56,090,393	7,968	56,098,361

(単位:千円)

補正予算額	補正予算の財源内容				備考
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7,968			7,968		・平成25年12月に行なわれた平成23年度バイオマス地域利活用交付金に係る農林水産省所管国庫補助金等会計実地検査の結果,一部補助対象事業に含まれない経費を実績報告に含めたことにより,過大に交付金の交付を受けていたことが判明したため,過大に交付を受けた事業に係る交付金について返還するもの。 【歳入】 地域バイオマス利活用施設整備事業補助金返還金(雑入) 7,968千円

※専決処分日・・・平成26年9月19日 (納付期限:平成26年10月17日から20日以内)

2 報告第36号 専決処分の承認について(平成26年度土浦市一般会計補正予算(第6回))

★予算総括表

千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	56,098,361	55,970	56,154,331
合計(全会計)	94,852,765	55,970	94,908,735

一般会計歳入歳出予算

千円

区分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	県支出金	2,687,388	54,794	2,742,182
	繰越金	167,758	1,176	168,934
	合計	56,098,361	55,970	56,154,331
歳出	総務費	9,288,407	55,970	9,344,377
	合計	56,098,361	55,970	56,154,331

★補正予算の主な内容

(単位:千円)

款	事業等	補正予算額	補正予算の財源内容				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
総務費	選挙管理委員会運営	1,176				1,176	・読取分類機等の購入に係る経費
	衆議院議員選挙費	54,794			54,794		・衆議院議員の解散に伴う衆議院議員総選挙の執行経費【歳入】 衆議院議員選挙費委託金(県委託金) 54,794千円

※専決処分日・・・平成26年11月21日(衆議院の解散日と同日)

### 3 報告第37号 専決処分の報告について(和解について)

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成26年8月29日(金) 午前10時05分頃
事故発生場所	土浦市沢辺1423番地内 (土浦市立新治幼稚園駐車場内)
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車(新治中学校用務中)がバックしたところ、駐車中の相手方車両に接触し車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 49,075円 (相手方損害額 49,075円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成26年9月18日

### 4 報告第38号 専決処分の報告について(和解について)

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成26年9月17日(水) 午前11時00分頃
事故発生場所	土浦市中央一丁目13番地内 (水戸地方裁判所土浦支部駐車場内)
相手方	つくば市 女性
原因・状況等	公用車(納税課用務中)がバックしたところ、駐車中の相手方車両に接触し車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 68,430円 (相手方損害額 68,430円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成26年9月29日

## 5 報告第39号 専決処分の報告について(和解について)

### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成26年10月21日(火) 午後3時00分頃
事故発生場所	土浦市都和一丁目14番地内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車(環境保全課用務中)がバックしたところ、相手方宅の駐車場ポールに接触し破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 48,000円(相手方損害額 48,000円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成26年10月30日

## 6 報告第40号 専決処分の報告について(和解について)


### 道路管理に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成26年10月25日(土) 午前10時17分頃
事故発生場所	土浦市川口一丁目3番地内
相手方	石岡市 男性
原因・状況等	相手方が市道を2人乗りベビーカーを押して通行中、歩道との段差によりベビーカーの前輪を破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 196,900円(相手方損害額 196,900円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成26年11月11日

# 平成 26 年第 4 回市議会定例会 議案

## 【条 例 11 件】

### 1 議案第 118 号 土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正について

改正の趣旨	新治支所住所移設(平成 27 年 2 月 2 日)に伴う改正
改正の主な内容	<p>○新治支所及び新治支所掲示場の位置の改正 (新治支所敷地内での移設による)</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;"><b>改正前</b></span> <span><b>改正後</b></span> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">土浦市藤沢 975 番地</div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">土浦市藤沢 990 番地</div> </div> 
施行日	平成 27 年 2 月 2 日(移設の日に合わせて)



## 2 議案第119号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について

改正の趣旨	平成 26 年度人事院勧告に基づく改正
改正の主な内容	<p>○一括して改正となる条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土浦市職員の給与に関する条例</li> <li>・土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</li> <li>・土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例</li> </ul> <p>① 民間給与との較差解消(平成 26 年度の改正)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>若年層に重点においた給料表水準の引上げ</b>(平成 26 年 4 月遡及) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平均改定率 0.3%</li> </ul> </li> <li>・ <b>一般職勤勉手当の引上げ</b>(平成 26 年 12 月分から) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年 12 月期 勤勉手当支給月数：0.15 月引上げ (現行 0.675 月→改定後 0.825 月)</li> </ul> </li> <li>・ <b>通勤手当の見直し</b>(平成 26 年 4 月遡及) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離に応じて 100 円～7,100 円増額</li> </ul> </li> <li>・ <b>議員・特別職の期末手当の引上げ</b>(平成 26 年 12 月分から) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年 12 月期 期末手当支給月数：0.15 月引上げ (現行 1.5 月)→(改定後 1.65 月)</li> </ul> </li> </ul> </div> <p>② 給与制度の総合的な見直し(平成 27 年度の改正)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>主事を除いた給料表水準の引下げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平均改定率▲2.0%</li> </ul> </li> <li>・ <b>管理職特別勤務手当支給基準の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の深夜帯(午前 0 時から午前 5 時)に拡大</li> <li>・ 1 勤務につき 6,000 円を超えない範囲で支給</li> </ul> </li> </ul> </div>
施行日	<p>① 公布の日から施行する</p> <p>② 平成 27 年 4 月 1 日</p>

### 3 議案第120号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について

改正の趣旨	産科医療補償制度の見直しに伴う改正
改正の主な内容	<p>○条例による出産育児一時金の支給内容(総額 42 万円)の改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>産科医療補償制度の見直し</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>平成 27 年 1 月 1 日以降の出産一時金に含まれる産科医療補償制度による掛金が 3 万円から 1 万 6 千円に引下げることに伴い、<u>加算金も 3 万円から 1 万 6 千円への引下げるが、一時金総額は 42 万円を維持する。</u></p> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> <p><b>健康保険施行令の改正</b></p> <p>一時金総額 <b>42 万円</b>を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金・・・40 万 4 千円</li> <li>・ 産科医療補償制度掛金・・・1 万 6 千円</li> </ul> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 40%; text-align: center;"> <p><b>条 例 の 改 正</b></p> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>出産育児一時金 <b>39 万円</b> (条例)</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>産科医療補償制度による掛け金分の加算 <b>3 万円</b> (規則)</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p style="text-align: center;"><b>一時金総額 42 万円</b></p> </div> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</p> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>出産育児一時金 <b>40 万 4 千円</b> (条例)</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>産科医療補償制度による掛け金分の加算 <b>1 万 6 千円</b> (規則)</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p style="text-align: center;"><b>一時金総額 42 万円</b></p> </div> <p style="margin-top: 20px;"><b>※参考：産科医療補償制度による掛け金とは</b> 通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性まひとなった小児に対し補償金として 3,000 万円を受けるための掛金</p> </div>
施行日	平成 27 年 1 月 1 日

**4 議案第121号 土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について**

改正の趣旨	産業競争力強化法が制定され、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)が廃止されることに伴う改正
改正の主な内容	<p>○条例で定めている、損失補償契約に基づき<b>市が協会より回収納付金を受け取る権利について、中小企業の再生促進のため放棄することが認められるための条件等の規定について、引用している法律の名称変更に伴う改正</b> (制度上の変更はない)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">産活法</div> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">産業競争力強化法</div> </div> </div>
施行日	公布の日から施行する

**5 議案第122号 土浦市営住宅条例の一部改正について**

改正の趣旨	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>○条例で定めている、市営住宅に入居できる中国残留邦人等の資格の規定について、<b>引用している法律の名称変更に伴う改正</b> (制度上の変更はない)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;">中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</div> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;">中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律</div> </div> </div>
施行日	公布の日から施行する

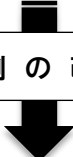
6 議案第123号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

改正の趣旨	児童扶養手当法の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>○条例で規定する給付の調整に関する要件(児童扶養手当法関係)について、<b>引用している法律の条項の変更に伴う改正</b> (制度上の変更はない)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>改正前</b></p> <p>付則第5条第7項 (1) 児童扶養手当法第4条第2項第2号, 第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号 (2) 児童扶養手当法第4条第2項第3号, 第8号, 第9号又は第13号</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>改正後</b></p> <p>付則第5条第7項 (1) 児童扶養手当法<b>第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</b> (2) 児童扶養手当法<b>第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</b></p> </div> </div>
施行日	公布から日から施行する

## 7 議案第124号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

改正の趣旨	入所児童数増に伴うクラブの新設及び児童福祉法の一部改正等に伴う改正																						
改正の主な内容	<p>① 児童クラブの新設（中村小学校）</p> <table border="1" data-bbox="624 405 1235 524"> <tr> <td>中村小学校第1児童クラブ</td> <td rowspan="3">土浦市中村南五丁目29番5号</td> </tr> <tr> <td>中村小学校第2児童クラブ</td> </tr> <tr> <td>中村小学校第3児童クラブ</td> </tr> </table> <p>新設クラブ →</p> <p>② 児童福祉法の改正関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブ入所児童の<b>対象学年の改正</b></li> </ul> <table border="1" data-bbox="536 752 1251 875"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>改正前</b></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>改正後</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小学1年～3年</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">小学1年～6年</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブに配置する<b>職員の名称の変更</b></li> </ul> <table border="1" data-bbox="536 994 1256 1117"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>改正前</b></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>改正後</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指導員</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">放課後児童支援員</td> </tr> </table> <p>③ 放課後児童クラブ事業についての<b>委託</b></p> <table border="1" data-bbox="528 1245 1283 1503"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>改正前</b></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>改正後</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規定なし</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">適切な運営が確保できると認められるものに対し、<b>その実施を委託することができる。</b></td> </tr> </table>	中村小学校第1児童クラブ	土浦市中村南五丁目29番5号	中村小学校第2児童クラブ	中村小学校第3児童クラブ	<b>改正前</b>		<b>改正後</b>	小学1年～3年	⇒	小学1年～6年	<b>改正前</b>		<b>改正後</b>	指導員	⇒	放課後児童支援員	<b>改正前</b>		<b>改正後</b>	規定なし	⇒	適切な運営が確保できると認められるものに対し、 <b>その実施を委託することができる。</b>
中村小学校第1児童クラブ	土浦市中村南五丁目29番5号																						
中村小学校第2児童クラブ																							
中村小学校第3児童クラブ																							
<b>改正前</b>		<b>改正後</b>																					
小学1年～3年	⇒	小学1年～6年																					
<b>改正前</b>		<b>改正後</b>																					
指導員	⇒	放課後児童支援員																					
<b>改正前</b>		<b>改正後</b>																					
規定なし	⇒	適切な運営が確保できると認められるものに対し、 <b>その実施を委託することができる。</b>																					
施行日	① 平成27年2月1日（供用開始日） ②平成27年4月1日																						

8 議案第125号 土浦市障害児就学指導委員会条例の一部改正について

改正の趣旨	学校教育法施行令の一部改正に伴う改正																		
改正の主な内容	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>学校教育法施行令の一部改正 (特別支援教育の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改める。</li> <li>○障害の状態，本人・保護者のニーズ，教育学及び医学等の専門的見地からの意見を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。</li> <li>○発達障害を含め，障害のあるすべての子どもを対象とする。</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p><b>条 例 の 改 正</b></p> <p>① 条例の名称の変更</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;"><b>改正前</b></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;"><b>改正後</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">土浦市障害児就学指導委員会条例</td> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">⇒</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">土浦市教育支援委員会条例</td> </tr> </table> <p>② 支援対象者の名称の変更</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;"><b>改正前</b></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;"><b>改正後</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">障害児</td> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">⇒</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">特別な教育的支援を必要とする 幼児児童生徒</td> </tr> </table> <p>③ 支援内容等の変更</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;"><b>改正前</b></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;"><b>改正後</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">就学指導</td> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">⇒</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">就学支援等の教育支援</td> </tr> </table>	<b>改正前</b>		<b>改正後</b>	土浦市障害児就学指導委員会条例	⇒	土浦市教育支援委員会条例	<b>改正前</b>		<b>改正後</b>	障害児	⇒	特別な教育的支援を必要とする 幼児児童生徒	<b>改正前</b>		<b>改正後</b>	就学指導	⇒	就学支援等の教育支援
<b>改正前</b>		<b>改正後</b>																	
土浦市障害児就学指導委員会条例	⇒	土浦市教育支援委員会条例																	
<b>改正前</b>		<b>改正後</b>																	
障害児	⇒	特別な教育的支援を必要とする 幼児児童生徒																	
<b>改正前</b>		<b>改正後</b>																	
就学指導	⇒	就学支援等の教育支援																	
施行日	公布の日から施行する																		

9 議案第126号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

制定の趣旨	地域主権一括法の制定による、介護保険法の一部改正により一部基準が条例に委任されることに伴う制定
条例の主な内容	<p>○市条例の規定となる基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>指定介護予防支援事業者の基準</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人員に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員、管理者等の基準</li> </ul> </li> <li>2 運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス計画、勤務体制、設備等の基準</li> </ul> </li> <li>3 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防支援に関する基本取扱方針、具体的取扱方針等の基準</li> </ul> </li> </ol> </div>
施行日	平成27年4月1日

10 議案第127号 土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

制定の趣旨	地域主権一括法の制定による、介護保険法の一部改正により一部基準が条例に委任されることに伴う制定
条例の主な内容	<p>○市条例の規定となる基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>地域包括支援センター事業の基準</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数、置かなければならない資格者等の基準</li> </ul> </li> <li>2 職員に関する基準以外の基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・運営等の基準</li> </ul> </li> </ol> </div>
施行日	平成27年4月1日

11 議案第128号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

<p>制定の趣旨</p>	<p>児童福祉法の一部改正に伴い放課後児童クラブの設備・運営等の基準について条例に委任されることに伴う制定</p>
<p>条例の主な内容</p>	<p><b>○市条例の規定となる基準</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>放課後児童クラブの基準</b></p> <p><b>○条例で定める主な基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の一般原則</li> <li>・ 設備の基準</li> <li>・ 支援員の資格</li> <li>・ 衛生管理</li> <li>・ 開所時間及び日数</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ その他</li> </ul> </div>
<p>施行日</p>	<p>平成27年4月1日</p>



【補正予算 8件】

- 1 議案第129号 平成26年度土浦市一般会計補正予算(第7回)
- 2 議案第130号 平成26年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 3 議案第131号 平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 4 議案第132号 平成26年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第133号 平成26年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 6 議案第134号 平成26年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 7 議案第135号 平成26年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回)
- 8 議案第136号 平成26年度土浦市水道会計補正予算(第1回)

★予算総括表

千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計
一般会計		56,154,331	2,307,334	58,461,665
特別会計	国民健康保険	16,648,923	△ 3,624	16,645,299
	後期高齢者医療	1,375,348	1,460	1,376,808
	介護保険	9,258,454	△ 179	9,258,275
	下水道	5,160,797	△ 40,304	5,120,493
	農業集落排水	132,529	3,200	135,729
	駅前北地区再開発	310,234	3,837	314,071
	水道	5,062,883	△ 2,513	5,060,370
合計(全会計)		94,908,735	2,269,211	97,177,946

一般会計歳入歳出予算

千円

区分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	国庫支出金	7,828,187	123,125	7,951,312
	県支出金	2,742,182	61,211	2,803,393
	繰入金	5,440,292	59,019	5,499,311
	繰越金	168,934	614,634	783,568
	諸収入	1,097,823	24,345	1,122,168
	市債	8,308,500	1,425,000	9,733,500
	合計	56,154,331	2,307,334	58,461,665
歳出	議会費	405,107	△ 5,033	400,074
	総務費	9,344,377	2,007,754	11,352,131
	民生費	17,560,148	246,907	17,807,055
	衛生費	3,903,742	△ 28,493	3,875,249
	農林水産費	963,665	△ 7,277	956,388
	商工費	882,403	23,754	906,157
	土木費	7,822,333	68,774	7,891,107
	消防費	3,490,672	7,483	3,498,155
	教育費	6,691,240	△ 6,535	6,684,705
	合計	56,154,331	2,307,334	58,461,665

## ★補正予算の主な内容(一般会計)

(単位:千円)

款	事業等	補正予算額	補正予算の財源内容				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
総務費	新庁舎整備事業	409,801			59,019	350,782	・社会情勢の変化(資材、人件費等の高騰)に伴い設計変更したことによる、工事請負費及び工事監理委託料の増
	土浦協同病院移転建設事業費補助事業	1,500,000		1,425,000		75,000	・H28.3の開院をめざし移転新築工事を進めている土浦協同病院に建設費の一部を補助することに伴う補助金の増 【歳入】 ・公的医療機関建設支援事業費債(合特債) 1,425,000千円
	個人番号制度導入システム整備事業	1,246	703			543	・マイナンバー制度導入に伴い、各地方公共団体が共同利用する中間サーバーの整備経費が各地方公共団体負担となったことによる負担金の増 【歳入】 ・個人番号制度導入システム整備等補助金(国庫補助金)703千円
	所得税	26,541			24,345	2,196	・源泉所得税等の自己点検により判明した徴収漏れ分について、本市が個人事業主に代わり事前納付することによる公課費(内訳:本税 24,346千円、不納付加算税 1,201千円、延滞税 995千円)。 なお、本税分は後に個人事業主から徴収する。
民生費	障害福祉対策事業	3,771				3,771	・心身障害児(者)福祉手当の受給者増による扶助費の増
	都和児童館管理運営事業	4,800				4,800	・現在男女共同となっているトイレを、男女別に改修し、あわせて男子トイレ内に車椅子対応ブースを設置する経費
衛生費	未熟児養育医療給付事業	4,881				4,881	・平成25年度に概算交付された未熟児養育医療給付費国庫負担金の精算による返還金
土木費	公営住宅管理運営事業	22,000				22,000	・市営住宅の修繕及び解体経費等の増
教育費	小学校施設管理	22,000				22,000	・乙戸小学校校舎棟の壁面等補修工事経費の増
その他	人事院勧告等に基づく人件費の補正	46,530				46,530	・人事院勧告による民間給与との較差は正に係る補正等 ・若年層に重点を置いた給料水準の引上げ ・勤勉手当の引上げ ・通勤手当の見直し 等

**【参考】****地方自治法第 244 条の 2 第 6 項**

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

**【指定管理者の指定】（6 件）**

- 1 議案第 137 号 土浦市老人デイサービスセンター「つわぶき」の指定管理者の指定について
- 2 議案第 138 号 土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定について
- 3 議案第 139 号 土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について
- 4 議案第 140 号 土浦市レストハウス「水郷」の指定管理者の指定について
- 5 議案第 141 号 土浦まちかど蔵の指定管理者の指定について
- 6 議案第 142 号 土浦市小町の館の指定管理者の指定について

施設の名称	団体の名称	指定期間
土浦市老人福祉センター「つわぶき」 土浦市中都町一丁目 5428 番地 2	社会福祉法人 欣水会	H27. 4. 1～ H32. 3. 31
土浦市デイサービスセンター「つわぶき」 土浦市中都町一丁目 5428 番地 2	社会福祉法人 欣水会	H27. 4. 1～ H32. 3. 31
土浦市国民宿舎「水郷」 土浦市大岩田 255 番地	一般財団法人 土浦市産業文化事業団	H27. 4. 1～ H30. 3. 31
土浦市レストハウス「水郷」 土浦市大岩田 622 番地 1	一般財団法人 土浦市産業文化事業団	H27. 4. 1～ H30. 3. 31
土浦まちかど蔵「大徳」 土浦市中央一丁目 3 番 16 号 土浦まちかど蔵「野村」 土浦市中央一丁目 12 番 5 号	一般社団法人 土浦市観光協会	H27. 4. 1～ H30. 3. 31
土浦市小町の館 土浦市小野 491 番地	一般財団法人 土浦市農業公社	H27. 4. 1～ H30. 3. 31

☆ 指定管理委託に係る債務負担行為について

事 項	期 間	限度額
土浦市老人福祉センター「つわぶき」指定管理者指定管理料	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	98,340 千円
土浦市国民宿舎「水郷」指定管理者指定管理料	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	85,500 千円
土浦ましかど蔵指定管理者指定管理料	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	39,000 千円
土浦市小町の館指定管理者指定管理料	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	34,400 千円

※土浦市老人デイサービスセンター「つわぶき」指定管理者指定管理料については、介護報酬等により運営経費を賄うため、市からの指定管理料の支出はなく、債務負担行為は設定しない。

※土浦市レストハウス「水郷」指定管理者指定管理料については、レストハウス営業収入により運営経費を賄うため、市からの指定管理料の支出はなく、債務負担行為は設定しない。

## 【財産の取得 4件】

### 【参考】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

- ・ 予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い  
(土地については、1件5,000㎡以上のものに限る。)

### 1 議案第143号 財産の取得について 新庁舎ネットワーク機器購入

区 分	事 項
名 称	新庁舎ネットワーク機器購入
契 約 金 額	42,012,000 円
契約の相手方	土浦市並木 4-4-46 株式会社つくば電気通信 代表取締役 植田 利収
契約の方法	指名競争入札 入札日：平成 26 年 11 月 7 日 仮契約日：平成 26 年 11 月 8 日

### 2 議案第144号 財産の取得について 新庁舎用什器購入その1（事務机及び間接照明システム）

区 分	事 項
名 称	新庁舎用什器購入その1 (事務机及び間接照明システム)
契 約 金 額	115,020,000 円
契約の相手方	土浦市港町 3-17-10 株式会社エフ・エガサキ 代表取締役 江ヶ崎千重子
契約の方法	入札日：平成 26 年 11 月 19 日 仮契約日：平成 26 年 11 月 20 日

**3 議案第145号 財産の取得について**  
**新庁舎用什器購入その2（収納・ラック・カウンター）**

区 分	事 項
名 称	新庁舎用什器購入その2（収納・ラック・カウンター）
契 約 金 額	105,840,000 円
契約の相手方	土浦市中央1-11-2 株式会社オオサワ 代表取締役 大澤洋子
契約の方法	入札日：平成26年11月19日 仮契約日：平成26年11月20日

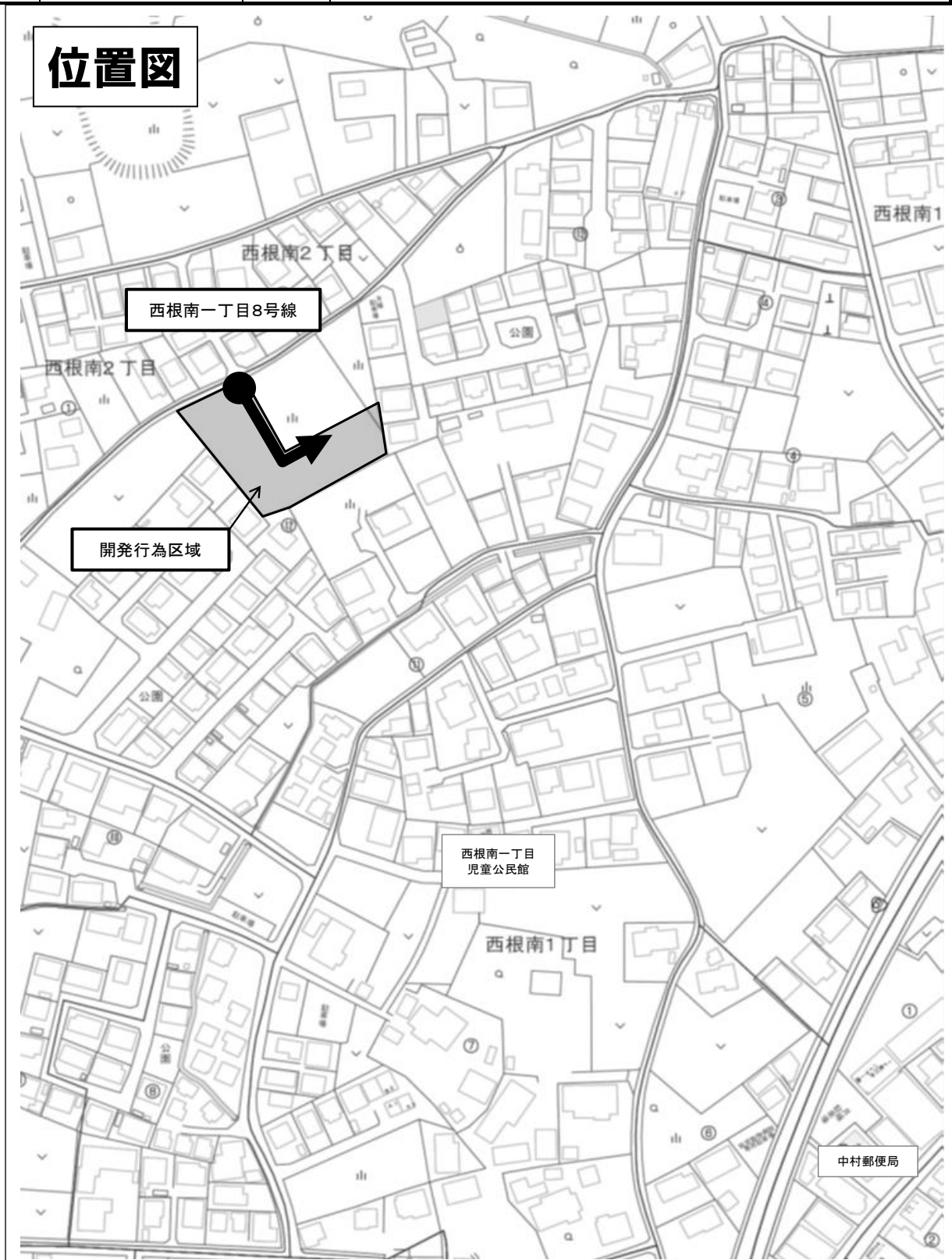
**4 議案第146号 財産の取得について**  
**新庁舎用什器購入その3（事務用椅子・応接セット・  
 会議用什器パーティション等）**

区 分	事 項
名 称	新庁舎用什器購入その3 （事務用椅子・応接セット・会議用什器・パーティション等）
契 約 金 額	98,604,000 円
契約の相手方	土浦市大手町17-5 株式会社フジタ 代表取締役 藤田卓也
契約の方法	入札日：平成26年11月19日 仮契約日：平成26年11月20日

【市道の認定等 3件】

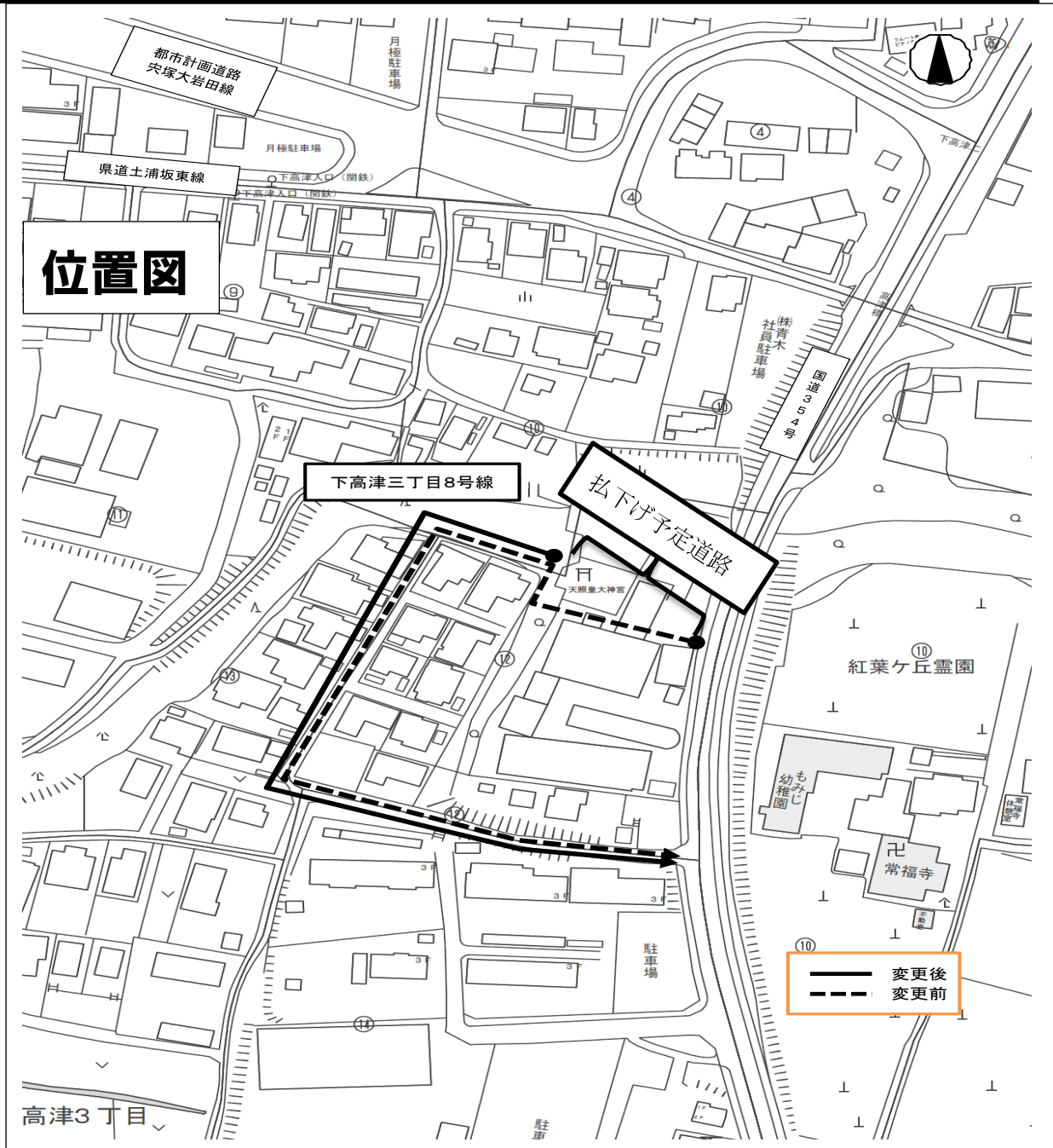
1 議案第147号 市道の路線の認定について

1	西根南一丁目8号線	概要	民間会社による開発行為(戸建分譲)に伴う認定
		起点	自 西根南一丁目 1928-11
		終点	至 西根南一丁目 1928-1
		延長	60.78m
		幅員	6.00m~14.00m



## 2 議案第148号 市道の路線の変更について

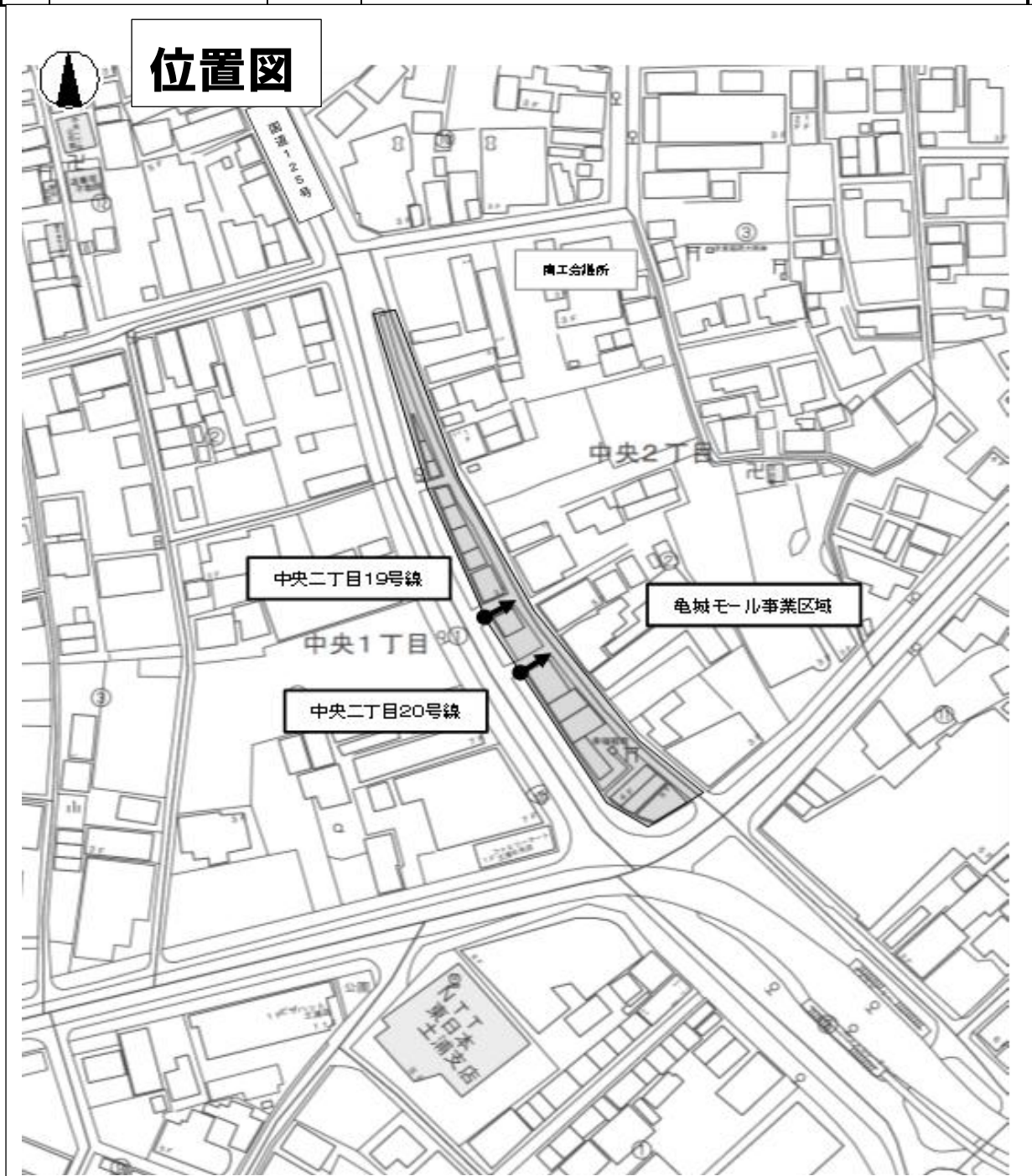
1	下高津三丁目8号線	概要	現況道路機能を有していないことに伴い、隣地地主へ払下げをすることによる道路起点の変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下高津三丁目 268-5	自 下高津三丁目 549-1
		終点	至 下高津三丁目 256-19	至 下高津三丁目 256-19
		延長	296.52m	251.62m
	幅員	1.30m~6.05m	2.30m~6.05m	





### 3 議案第149号 市道の路線の廃止について

1	中央二丁目 19 号線	概要	亀城モール整備事業に伴う廃止
		起点	中央二丁目 846-2
		終点	中央二丁目 844-3
		延長	11.20m
		幅員	4.40m
2	中央二丁目 20 号線	概要	亀城モール整備事業に伴う廃止
		起点	中央二丁目 847-2
		終点	中央二丁目 847-1
		延長	11.90m
		幅員	3.51m



【その他の単独議案 3件】

1 議案第150号 町の区域の変更について

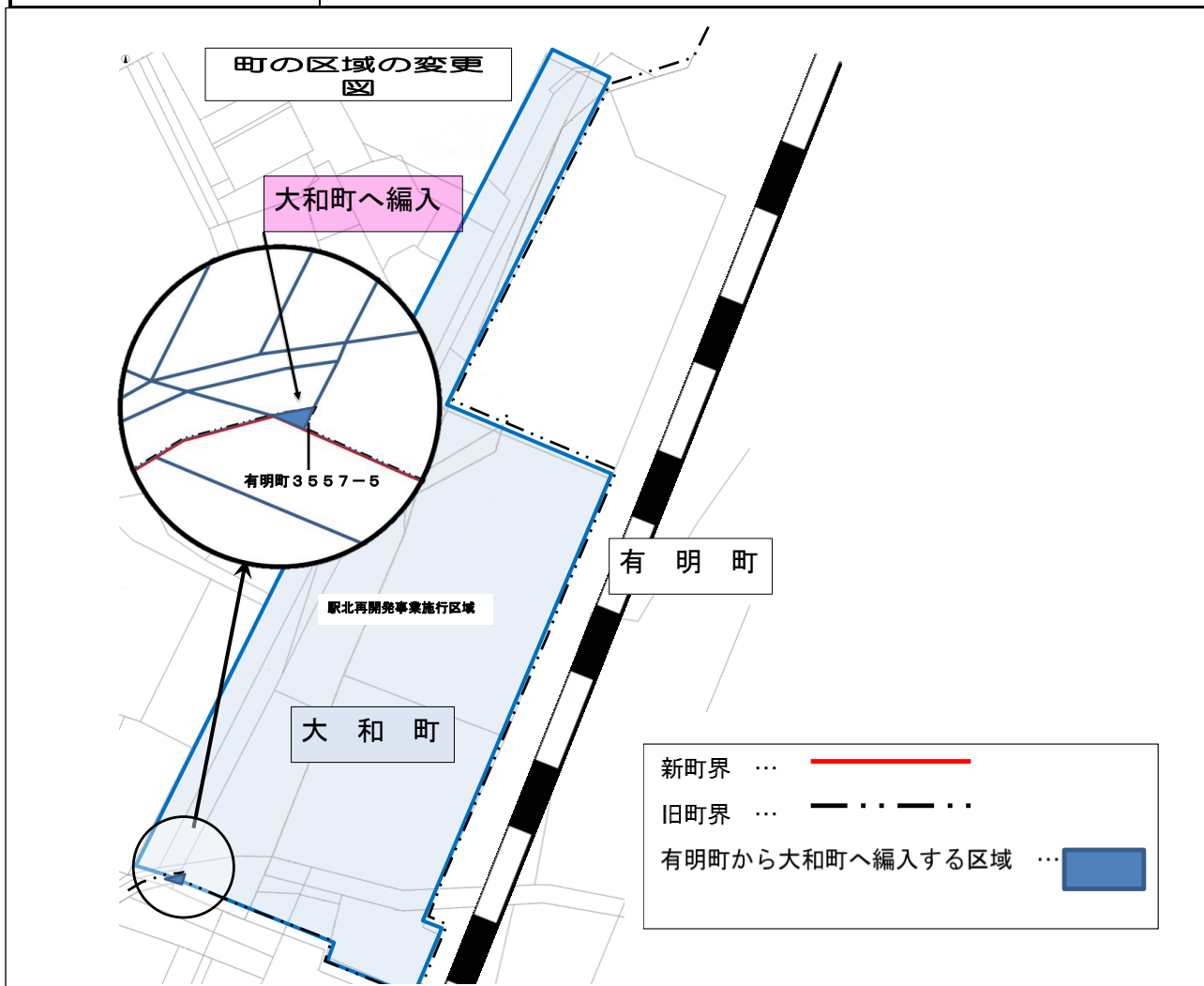
【参考】

○地方自治法

第二百六十条

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

変更の理由	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業に伴い町の区域に一部変更が生じるため
事業名	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業
変更内容	有明町の一部(有明町 3557-5)を大和町に編入
施行地区面積	8.16㎡
権利変更予定日	平成27年5月



## 2 議案第151号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合同規約の変更について

### 【参考】

#### ○地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

#### 第二百八十六条

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは**共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

#### 第二百九十条

第二百八十四条第二項、**第二百八十六条**（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の**協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。**

規約変更の趣旨	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合同規約の共同処理をする事務の追加に伴う規約変更
規約変更の主な内容	○規約第3条(共同処理する事務)に追加される項目 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 神立駅自由通路の整備事業に関する事務</li> <li>② 神立駅駅舎橋上化の整備事業に関する事務</li> <li>③ 神立駅東口歩行者専用道路の整備事業に関する事務</li> </ul> </div>
施行日	県知事の許可のあった日から施行する

### 3 議案第152号 土浦市及びつくば市住民の公共下水道の相互利用について

**【参考】**

○地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない

協議する協定の趣旨	土浦市,つくば市の住民がそれぞれ,つくば市,土浦市の下水道本管を利用するために必要となる協定の締結																			
協議する協定の主な内容	<p>○行政界の公共下水道区域外流入の取扱について</p> <table border="1" data-bbox="416 860 1283 1196"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>分担金の徴収者</th> <th>使用料の徴収者</th> <th>放流の基準</th> <th>公共污水枡管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土浦市住民 ↓ つくば市施設利用</td> <td>土浦市</td> <td>つくば市</td> <td>つくば市</td> <td>土浦市又は土浦市の住民</td> </tr> <tr> <td>つくば住民 ↓ 土浦市施設利用</td> <td>つくば市</td> <td>土浦市</td> <td>土浦市</td> <td>つくば市又はつくば市の住民</td> </tr> </tbody> </table> <p>○対象地区</p> <table border="1" data-bbox="416 1305 906 1487"> <thead> <tr> <th>土浦市</th> <th>つくば市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宍塚 上高津 中村西根</td> <td>下広岡 大角豆</td> </tr> </tbody> </table>	利用形態	分担金の徴収者	使用料の徴収者	放流の基準	公共污水枡管理者	土浦市住民 ↓ つくば市施設利用	土浦市	つくば市	つくば市	土浦市又は土浦市の住民	つくば住民 ↓ 土浦市施設利用	つくば市	土浦市	土浦市	つくば市又はつくば市の住民	土浦市	つくば市	宍塚 上高津 中村西根	下広岡 大角豆
利用形態	分担金の徴収者	使用料の徴収者	放流の基準	公共污水枡管理者																
土浦市住民 ↓ つくば市施設利用	土浦市	つくば市	つくば市	土浦市又は土浦市の住民																
つくば住民 ↓ 土浦市施設利用	つくば市	土浦市	土浦市	つくば市又はつくば市の住民																
土浦市	つくば市																			
宍塚 上高津 中村西根	下広岡 大角豆																			